

	安全委員会	衛生委員会						
設置	<p>事業者は、次の業種及び規模の事業場ごとに、安全委員会を設けなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>使用労働者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <b>【屋外業種及び屋内業種の一部】</b>  <b>林業、鉱業、建設業、運送業</b>(道路貨物運送業、港湾運送業に限る)、<b>清掃業、製造業</b>(木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業、輸送用機械器具製造業に限る)、自動車整備業、機械修理業         </td> <td>常時50人以上</td> </tr> <tr> <td> <b>【屋内業種及び屋外業種の一部】</b>  <b>運送業</b>(上記以外の業種に限る)、<b>製造業</b>(上記以外の業種に限る)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業         </td> <td>常時100人以上</td> </tr> </tbody> </table>	業種	使用労働者数	<b>【屋外業種及び屋内業種の一部】</b> <b>林業、鉱業、建設業、運送業</b> (道路貨物運送業、港湾運送業に限る)、 <b>清掃業、製造業</b> (木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業、輸送用機械器具製造業に限る)、自動車整備業、機械修理業	常時50人以上	<b>【屋内業種及び屋外業種の一部】</b> <b>運送業</b> (上記以外の業種に限る)、 <b>製造業</b> (上記以外の業種に限る)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業	常時100人以上	<p>事業者は、業種を問わず、常時50人以上の事業場ごとに、衛生委員会を設けなければならない。</p>
業種	使用労働者数							
<b>【屋外業種及び屋内業種の一部】</b> <b>林業、鉱業、建設業、運送業</b> (道路貨物運送業、港湾運送業に限る)、 <b>清掃業、製造業</b> (木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業、輸送用機械器具製造業に限る)、自動車整備業、機械修理業	常時50人以上							
<b>【屋内業種及び屋外業種の一部】</b> <b>運送業</b> (上記以外の業種に限る)、 <b>製造業</b> (上記以外の業種に限る)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業	常時100人以上							
調査 審議 事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 労働者の<b>危険を防止</b>するための基本となるべき対策に関する事</li> <li>② 労働災害の原因及び再発防止対策で、<b>安全</b>に係るものに関する事</li> <li>③ <b>安全</b>に関する規程の作成に関する事 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 労働者の<b>健康障害を防止</b>するための基本となるべき対策に関する事</li> <li>② 労働者の<b>健康の保持増進</b>を図るための基本となるべき対策に関する事</li> <li>③ 労働災害の原因及び再発防止対策で、<b>衛生</b>に係るものに関する事</li> <li>④ <b>衛生</b>に関する規程の作成に関する事 等</li> </ul>						
委員 の 構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>① <b>総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者以外の者</b>で当該事業場においてその事業の実施を<b>統括管理</b>するもの若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した者</li> <li>② <b>安全管理者</b>のうちから事業者が指名した者</li> <li>③ 当該事業場の労働者で、<b>安全に関し経験を有するもの</b>のうちから事業者が指名した者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① <b>総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者以外の者</b>で当該事業場においてその事業の実施を<b>統括管理</b>するもの若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した者</li> <li>② <b>衛生管理者</b>のうちから事業者が指名した者</li> <li>③ <b>産業医</b>のうちから事業者が指名した者</li> <li>④ 当該事業場の労働者で、<b>衛生に関し経験を有するもの</b>のうちから事業者が指名した者</li> </ul> <p>※事業者は、当該事業場の労働者で、作業環境測定を実施している<b>作業環境測定士</b>であるものを衛生委員会の委員として指名することができる。</p>						
委員会 の 会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業者は、安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会を<b>毎月1回以上開催</b>するようしなければならない。</li> <li>② 事業者は、<b>委員会の開催の都度、遅滞なく</b>、委員会における議事の内容を労働者に<b>周知</b>させなければならない。</li> <li>③ 事業者は、委員会における議事で重要なものに係る記録を作成して、これを<b>3年間保存</b>しなければならない。</li> </ul>							